

令和4年度 瀬戸市クラウドファンディング活用事業補助金 募集要領

1 目的

瀬戸市の中心市街地は、第6次瀬戸市総合計画において、新たな魅力を創出する拠点として位置づけており、やきもののまちならではの歴史的な価値を有する建物なども多く残っています。

こうした中、中心市街地の魅力を更に向上させていくことを目的とし、民間事業者の皆様が、『クラウドファンディングを活用して中心市街地に位置する「建物」を再整備（リノベーション）し、管理運用していく事業』に対する補助金の対象となる事業の募集を行います。

2 用語の定義

(1) クラウドファンディング（以下「CF」という。）

クラウド（群衆）とファンディング（資金調達）を組み合わせた造語。インターネットのウェブサイトを通じて、不特定多数の者から幅広く資金を調達する手法

(2) CF購入型

起案されたプロジェクトに対して支援者が資金を提供し、支援者は「モノ」や「サービス」を得る仕組みのCF

(3) CFリターン

CFによる資金提供者に対する「モノ」や「サービス」

(4) CF寄付型

起案されたプロジェクトに対して支援者がお金を寄付する仕組みのCF。「モノ」や「サービス」は基本的に発生しない

(5) CFオールイン方式

CFによる資金調達方式のうち、調達金額に関わらずCFが成立する方式

(6) CFオールオアナッシング方式

CFによる資金調達方式のうち、調達額が目標額を達成することでCFが成立する方式

(7) 事業必要額

事業の実施にあたり、資金調達が必要な金額（自己資金、金融機関からの融資等により資金調達する金額を除く。）の合計

(8) CF目標額（瀬戸市CF活用事業補助金事業認定必要額）

CFによる資金調達の際に設定する目標最低金額であり、事業必要額の2分の1

(9) 中心市街地（瀬戸市）

瀬戸市中心市街地商業等活性化基本計画（平成11年3月15日策定。平成16年2月3日最終変更）で定められた区域

3 募集の概要

① 募集補助事業	CFによる資金調達を行い、建物を再整備（リノベーション）し、当該建物を継続的に管理運用していくことで、不特定多数の来場者等が見込まれる次のいずれかのまちづくり事業 《まちの魅力向上に資するもの》 《景観形成に資するもの》 《空き家・空き店舗の利活用に資するもの》
② 補助対象区域	中心市街地
③ 補助対象建物	中心市街地に存在する建物
④ 補助対象者	補助対象建物を再整備し、活用する事業を行うまちづくり事業者（個人、法人、団体）
⑤ 補助対象経費	・補助対象建物の再整備を行うための工事費 ・工事と一体的に行う必要な初期投資と認められる什器等の購入費 ・CFの実施に係る経費
⑥ 補助の要件 及び補助金額	事業必要額（事業の実施にあたり、資金調達が必要な金額）の2分の1をCF目標額とし、CFによる調達額がCF目標額以上かつ事業必要額未満となった場合、その差額が補助金の交付額となります。（1事業あたりの補助金は500万円を限度とします。）
⑦ CF種別等	・CFの種別は「購入型」「寄付型」が対象となります。 ・CFによる資金調達方式は「オールイン方式」「オールオアナッシング方式」のうち応募者が選択するものとしします。
⑧ 注意事項	・事業の内容が政治、宗教に係るものは対象外となります。 ・⑤の補助対象経費に関して、同一の工事対象箇所の工事費や什器等の購入費に、同一年度に他の補助金等を受ける場合は、対象外となります。 ・対象建物の所有形態について、応募者の自己所有、賃借は問いません。 ・CFの結果が補助の要件を満たさなかった場合は対象外となります。 ・事業申請者は瀬戸市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員でないこと、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないこと。

4 申請方法

① 事前相談	申請に係る書類の提出にあたっては、必ず事前に以下の相談窓口までご相談ください。また、相談にお越しになる際には、事前に相談窓口にご連絡ください。
② 相談窓口 (申請書等提出先)	瀬戸市政策推進課政策係（瀬戸市役所内） 〒489-8701 瀬戸市追分町 64 番地の 1 電話 0561-88-2551（直通） 受付時間：平日 8:30-17:15
③ 相談・提出期間	令和4年4月27日（水）～令和4年12月28日（水） ※ただし、工事が令和5年3月31日（金）までに完了するもの。
④ 提出書類 (申請時)	<ul style="list-style-type: none">・瀬戸市クラウドファンディング活用事業補助金事業認定申請書 (第1号様式)・瀬戸市クラウドファンディング活用事業補助金事業計画書 (第2号様式)・補助対象経費となる工事等の見積書・現況写真・借家にあっては、所有者の同意書・その他市長が必要と認める書類
⑤ 提出部数	2部（正本1部、副本1部） ※提出書類の返却はいたしません。
⑥ その他	<ul style="list-style-type: none">・申請書等提出後の辞退は、その旨、書面で提出してください。・事業計画書の作成にあたり、ご不明点があればご相談ください。

5 審査

補助事業の認定は、提出書類に基づき、瀬戸市が設置する事業選定委員会の審査を経て決定します。審査は以下の評価の視点によって行われます。

なお、審査においてヒアリングが必要と判断された場合は、申請者の出席をお願いします。また、必要に応じて現地調査を行う場合があります。

《評価の視点》

必要性	<ul style="list-style-type: none">・まちづくりの推進に貢献するか。・住民（地域）のニーズに沿っているか。・十分な実施見込みがあるか。
公益性	<ul style="list-style-type: none">・市民、来訪者の利益につながるか。・地域の活性化や魅力づくりに寄与するか。
発展性	<ul style="list-style-type: none">・他の市民、団体や地域への波及効果が期待できるか。・他の市民、団体との連携を図るきっかけづくりとなるか。
地域性	<ul style="list-style-type: none">・地域の特性や歴史的資産を生かすための観点や工夫が見られるか。・地域の事情に相応しいか。・建造物の価値を生かしているか。
先導性	<ul style="list-style-type: none">・チャレンジ性や独創性が見られるか。・モデルケースとなり得るか。
継続性	<ul style="list-style-type: none">・継続的な運用が可能であるか。

6 決定後の流れ

補助事業として認定を受けた際は、CFにより資金調達を行い、結果が補助の要件を満たした場合は「瀬戸市クラウドファンディング活用事業補助金交付要綱」（以下「要綱」という。）に基づき補助金を交付します。

(1) 資金の調達（CF）

瀬戸市クラウドファンディング活用事業補助金事業認定結果通知書（第3号様式）到着後、速やかにCFによる資金調達を開始していただきます。

(2) CFの結果報告

CFによる資金調達終了後、瀬戸市クラウドファンディング活用事業補助金事業クラウドファンディング結果報告書（第5号様式）等を提出していただきます。

【提出期限】 資金調達終了後速やかに提出していただきます。

【添付書類】 CFの結果が確認できる書類

《以下、C F 結果が補助要件を満たした場合》

(3) 補助金の交付申請

C Fの結果が補助要件を満たしたら、瀬戸市クラウドファンディング活用事業補助金交付申請書（第7号様式）を提出していただきます。

〔提出期限〕 C Fの結果確認後速やかに提出していただきます。

〔添付書類〕 収支予算書
固定資産税及び都市計画税完納証明書
その他市長が必要と認める書類

(4) 工事の契約、着工

瀬戸市クラウドファンディング活用事業補助金交付決定通知書（第8号様式）到着後、工事の契約を行い、着工することができます。

(5) 実績の報告

工事が完了したら、瀬戸市クラウドファンディング活用事業補助金実績報告書（第9号様式）提出してください。完了の検査を行い、補助金額を確定します。

また、C F購入型の場合、実績報告書の提出までにリターンの実行を完了してください。

〔提出期限〕 工事が完了した日、または令和5年3月31日のいずれか早い日

〔添付書類〕 収支決算書
工事の成果を示す文書、図面及び写真
補助対象経費に係る費用についての支出を証する書類
C Fにより調達した資金の入金を確認できる書類
C F 仲介事業者との契約に係る書類（仲介事業者のウェブサイトを利用した場合）
その他市長が必要と認める書類

(6) 補助金の請求

補助金確定の通知を受けたら、補助金請求書をご提出ください。

7 留意事項

- (1) 提出書類の差し替えまたは再提出は、原則、認められません。
- (2) 申請に要した費用は、すべて申請者の負担となります。
- (3) 本補助金事業に申請のあった事業の内容及び結果等については、市においてホームページやパンフレット等で公表できるものとします。
- (4) 補助の対象となった建物・事業の状況及び中心市街地のまちづくりへの効果等について、資料の提出又は報告を求めることがあります。
- (5) 本補助金事業は予算の範囲内で実施するため、募集の期間内であっても、募集を打ち切る場合があります。

《瀬戸市クラウドファンディング活用事業補助金 手続きフロー》



